

第3回総合計画策定委員会 議事録

審 議 日 時	令和元年 10 月 16 日（水） 16：00～16：45			
審 議 場 所	第5会議室			
出 席 者	副市長	企画部長	教育長	総務部長
	危機管理局長	福祉子ども部長	保険健康部長	市民部長
	建設部長	都市整備部長	上下水道部長	教育部長
	議会事務局長	/	/	/
欠 席 者	無し			
事 務 局	企画政策課長、課長補佐、政策係担当			
内 容	1. 第6次知立市総合計画第1回審議会の報告			
議 事 内 容	<p>○説明職員：企画政策課長</p> <p>危機管理局長） 資料4号について、前回計画策定時に行った市民アンケート調査（2014年）の結果は資料として提示しないのか。</p> <p>事務局） 2014年と2018年のアンケート結果の比較よりも、2018年の結果によるマイナス評点の施策を特に改善する必要があると考えているため、2014年の結果は特に提示する予定はありません。</p> <p>議会事務局長） 事務局の説明で「マイナス〇〇点がマイナス〇〇点になり改善傾向にある」というのは、誤差の範囲ではないか。本当に改善はされているのだろうか。</p> <p>事務局） 先ほどの説明のとおり、2014年との比較というよりも2018年の結果を重視しています。最初の説明で「改善傾向にある」と申し上げことで混乱してしまいましたので、今後説明時に注意します。</p> <p>事務局） 安心安全課さんからは、修正箇所を多く出していただいています。 修正の理由が「表現の修正」となっている箇所が多いですが、他課と比較して不明確であると感じます。担当者によって表現が変わることは好ましくないため、変わった理由は明確にする必要があります。 計画は議決案件であるため、内容をしっかり見ていただきたいと思います。</p> <p>福祉子ども部長） 改定を進める中で改定方針や語句の修正について、事前に各課にヒアリングや説明は行っているか。</p> <p>事務局） 不明な箇所は個別に相談に伺っていますが、改定方針等はこれまでの策定委員</p>			

会でご説明をしたことや事務の軽減という点から各課にヒアリングは実施していません。

福祉子ども部長)

何らかの形で企画政策課と担当課で施策の方針等について調整の場を設けていただきたかった。

危機管理局長)

各課によって今回の改定に対しての温度差があると感じた。

副市長)

横のレベルを合わせることは難しいが、委員の皆様は今回の資料を持って各課長と話し合いをしていただきたい。根本的には施策を変更する必要はないとの方針ではあるが、必要に応じて修正をするように。

危機管理局長)

ここまでの内容を企画政策課の方で確認してもらって、各課に修正点を指摘してもらえないか。横断的に内容を見てもらう必要があるのでは。

事務局)

「現状と課題」は、この5年間で大きく変わっており修正の必要があります。

「施策の内容」は、体系的には変わっていないため、大きく変更することは避けるべきと考えています。

この方針のもとに改定作業を行っていただきたいと思います。

総務部長)

その改定の基本的な考え方が周知されていないと感じる。最終確認の中で、事務局の方針を明確にしたうえで各課に改定作業を依頼するべき。

副市長)

では、事務局から各課に最終確認を依頼する際に、改定方針を明確にして伝えることとし、10月25日(金)までに事務局に提出すること。

都市整備部長)

我々も本日の会議の内容や事務局の意図を各課に伝えて、最終チェックをするようにしましょう。

副市長)

議会の方も関心を持っていただいております、既にSDGsに関しての意見があったが、どのような方針にするか。

事務局)

結論としては、SDGsと総合計画の目指すべき方向性は同じであり、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標達成にも資するものと考えています。

副市長)

では、総合計画の序章や個別の施策でSDGsに触れるのか。

事務局)

計画内に盛り込むことはせず、総合計画の個別の施策がSDGsのこういった取組に連動しているのかをまとめた表を作成することで、総合計画とSDGsとの関係

性を明確にしたいと考えています。

事務局)

人口推計をするうえで合計特殊出生率の設定に悩みましたが、最終的に国が掲げる『2.07』という数字を使用せずに、直近の知立市の実績を踏まえて『1.8』という現実的な数字を使用していますが、ご意見はありませんか。

福祉子ども部長)

人口推計は将来の保育園の全体的な配置に影響するため、現実的な数字を掲げてほしい。

上下水道部長)

同じく、将来の給水人口に影響するため、現実的な数字を掲げてほしい。

以上で会議は終了。

今後、事務局から各課に改定方針を伝え、たうえで最終確認依頼を行う。

各課は10月25日(金)までに事務局に提出する。

提出があったものを計画に反映し、11月19日(火)の第2回総合計画審議会にて審議していただく。